

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年4月分」

九州運輸局自動車交通部  
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況 (累積違反点数)			
						事業者	九州運輸 局内	運輸支局 内	当該(営) 違反点数
令和7年4月17日	光タクシー株式会社(法人番号3340003001140) 代表者 谷上宗士郎	本社営業所	文書警告 文書勧告	道路運送法第27条 第3項	令和7年4月9日、労働局からの通報を端緒に監査実施。7件の違反が認められた。(1)業務の記録事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第25条第3項)、(2)乗務員等台帳の記載事項等義務違反(運輸規則第37条第1項)、(3)運転者に対する指導監督違反(運輸規則第38条第1項)、(4)運転者に対する指導監督の記録又は指導監督の記録保存違反(運輸規則第38条第1項)、(5)乗務員等服務規律制定義務違反(運輸規則第41条)、(6)指導主任者の選任届出義務違反(運輸規則第68条第1項第3号)、(7)指導主任者の転任(退任)届出義務違反(運輸規則第68条第1項第4号)	0	0	0	0
	鹿児島県枕崎市千代田町1番地	鹿児島県枕崎市千代田町1番地							